

## 三朝温泉活用健康プロジェクトに係るシステム開発等業務仕様書

- 1 業務の名称  
三朝温泉活用健康プロジェクトに係るシステム開発等業務（以下、「本業務」という。）
- 2 業務の概要  
三朝町（以下、「本町」という。）が実施する三朝温泉活用健康プロジェクトで利用する各種システムの開発等を行う。
- 3 委託期間  
契約締結日から令和8年3月31日までとする。
- 4 前提条件  
本業務は、内閣府及びデジタル庁が実施する新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPE V）を活用するものであり、本仕様書で定めのないことについて、先の補助金の対象外経費としてあげられるものは当然に対象外経費となる。  
（参考）  
新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPE1/V）の交付対象事業の決定について  
[https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukouhukin/digital/pdf/01\\_r6kouhyoushiryou.pdf](https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukouhukin/digital/pdf/01_r6kouhyoushiryou.pdf)
- 5 業務内容
  - (1) 計画準備
  - (2) プロジェクト管理
  - (3) システム設計・開発
  - (4) システム導入
  - (5) ウェアラブル端末調達
  - (6) 報告書作成
- 6 業務執行上の留意点
  - (1) 本業務の遂行に当たっては、この仕様書のほか、別に定める「三朝温泉活用健康プロジェクトに係るシステム開発等業務内容」に従うこと。
  - (2) 本業務の遂行にあたり第三者に損害を与えた場合は、本町の責めに帰すべき理由により生じたものを除き、受託者が当該損害額を負担すること。
- 7 権利義務の譲渡等の禁止  
受託者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ本町から文書による承認を得た場合は、この限りではない。
- 8 秘密の保持
  - (1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は本町の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

- (2) 受託者は、業務従事者および第 10 項の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、前号の規定を遵守させなければならない。
- (3) 本町は、受託者が前 2 号の規定に違反し、本町又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

#### 9 個人情報保護

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記 1「個人情報取扱業務委託契約特記事項」（以下、「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

#### 10 再委託の禁止

受託者は、本町の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

#### 11 調査等

本町は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、委託者に対して報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

#### 12 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

#### 13 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、本町と受託者が協議して定めるものとする。

## 三朝温泉活用健康プロジェクトに係るシステム開発等業務内容

### 1 業務の名称

三朝温泉活用健康プロジェクトに係るシステム開発等業務

### 2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 業務目的

本町では、三朝温泉を町民の健康増進と福祉向上を目指して活用していくために、令和3年度から温泉を活用した健康まちづくり事業に取り組んでいる。このうち、事業の方向性において、「温泉と健康づくりを連携させる」ことを掲げ、三朝温泉の効果を最大限に活用し、運動やスポーツの実施を通じて町民の健康増進や介護予防を推進する取組を実施することとしている。

このような背景を踏まえて、本町の湯治を活かし、住民等の運動・食事管理への意識とモチベーションアップのためにウェアラブル端末を活用した健康管理システムを開発する。

### 4 業務概要

健康管理システムは、ウェアラブル端末と連携したスマートフォンアプリ（以下、「スマホアプリ」という。）機能を実装する。健康管理システムは別途、鳥取県が整備・運用するデータ連携基盤（パーソナル系・非パーソナル系）へ接続し、取得したデータの分析・活用、キャッシュレス基盤（地域通貨、地域ポイント、地域クーポンなどの住民サービスを提供するシステム）によるサービス提供、マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用した本人確認機能の実装を予定している。これにより、ポイ活機能や病院・施設入館時のセキュリティ強化及び無人決済型店舗での本人認証とDX決済のためのAI顔認証あるいはマイナンバー連携による個人認証を有する。これらの機能を搭載したスーパーアプリとして実装することで、地域の健康増進、地域経済活性化、人手不足解消、生活利便性アップ、安心・安全な暮らし、災害対応・フェーズフリーな街づくりが実現でき、地域住民が暮らしやすいまちづくりをデジタルを活用し実現する。

更に、スマホアプリを活用し、アプリへのログイン、ウォーキングやバイタルチェック、健康管理プログラムやイベントなどに参加することでポイントを付与し、一定のポイントが貯まれば、それを活用できる仕組みを構築する。

なお、令和7年度については、町民300人程度を対象としてウェアラブル端末を配付予定であり、参加者へのアンケートを実施し、事業運営データとして取得できるものとする。

### 5 業務内容

#### (1) 計画準備

本業務実施に際し、業務計画書を作成し、業務内容及びスケジュール、実施体制等、以下に示す項目について協議を行う。業務計画書については、協議結果を踏まえて、正副2部を発注者に提出するものとする。

#### (2) プロジェクト管理

本業務は、内閣府及びデジタル庁が実施する新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPEV）を活用するものであり、その他の関連業務が平行して実施される予定である。それら受託者等と連携及び調整をしながら進捗管理や接続試験、導入試験等を実施する必要があるため、数回のプロジェクト全体会議（仮称三朝温泉活用健康プロジェクト事業実施協議会）を予定している。本会議に出席し、必要事項を報告する等、適切な業務管理を実施すること。

なお、プロジェクト全体会議の管理運営については、別に本町が発注する業務受注者がプロジェクトマネジメントとして対応する予定である。また、鳥取県が整備・運用する事業（県内共通機能開発）との連携も図るものとする。

※鳥取県共通機能：データ連携基盤（パーソナル系データ連携基盤、非パーソナル系データ連携基盤）  
キャッシュレス基盤  
マイナンバー個人認証機能

### （3）システム設計・開発

業務目的に資するシステム運用を検討し、システム設計・開発を行うこと。

また、三朝温泉活用健康プロジェクトに係るシステム開発等業務仕様書別紙（チェックシート）（以下、「チェックシート」という。）に定める要件を全て満たすこと。チェックシートは国のモデル仕様書を使用しており、各要件について回答欄に記入し企画提案書と共に提出すること。対応可否に「○、×、△」を付し、補足があれば記入すること。

※必須機能について×、△になった場合はアプリによらない代替手段や将来の実装見込みについて必ず記載すること。

なお、本システム設計・開発にあたっては、別に本町が岡山大学と受託研究契約を結び構築する健康プログラムの要件を充足する必要があるため、本業務を受託後、受託者は本町と協議の上、岡山大学共に設計や開発を行うこととする。

#### ア スマートフォン用アプリの構築

チェックシートに示された機能を実装するものとする。

また、以下に留意して設計・開発を行うものとする。

- ・アプリの動作保証機種について、AndroidOS9 以上、iOS15 以上で動作できること。
- ・Android、iOS のアプリケーションを提供する正規のストアに登録し、参加者が無料でアプリをダウンロードできること。
- ・各 OS のアップデートに対応し、また、必要な措置を講ずること。
- ・初回ログイン時以降は、ログイン状態を保持し、利用者が安易にログイン状態にできるようにすること。
- ・利用者がパスワードを失念したときのため、パスワードの再発行ができるようにすること。
- ・本事業終了時にはアプリから個人情報を収集しないこと。

#### イ データ連携基盤との連携

##### （ア）パーソナル系データ連携基盤との連携

パーソナル系データ連携基盤と API によるデータ連携を行い、以下のことを実現する。なお、パーソナル系データ連携基盤は、鳥取県が別途調達中であり、連携する機能の詳細やデータ連携の方法については、鳥取県及びパーソナル系データ連携基盤構築業者、本町と協議の上決定する。

- ・マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用した公的個人認証
- ・利用者が本システムで取得したポイントのキャッシュレス基盤への移行
- ・パーソナルデータの分析・活用

#### (イ) 非パーソナル系データ連携基盤との連携

非パーソナル系データ連携基盤と API によるデータ連携を行い、本システムの運用により収集される非パーソナルデータの分析・活用を行う。

なお、非パーソナル系データ連携とのAPI連携にあたっては、「FIWARE NGSI v2 仕様(<https://fiware-orion.letsfiware.jp/user/orion-api/>)」に準拠することとし、必要に応じて、非パーソナル系データ連携基盤構築業者と協議すること。また、非パーソナル系データ連携基盤と接続するために必要なAPI等に関する情報は、本町から提供する。

※鳥取県の非パーソナル系データ連携基盤は、デジタル庁が推奨するブローカー（システム間のデータ仲介する役目）等のモジュール（FIWARE Orion、Kong Gateway 等）を用いて構築されている。（URL：<https://cv-dip.tottori.jp/>）

#### ウ 管理画面の構築

チェックシートに示された機能を実装するものとする。また、以下に留意して設計・開発を行うものとする。

- ・参加者の利用状況が管理画面から確認できること。
- ・万が一のログイン ID とパスワードの流出を想定し、管理画面のログインには町の PC 以外からアクセスできないなどのセキュリティを有すること。

#### エ 運用状況把握指標収集機能の構築

本システムの運用状況を把握する為の指標(アクセス数等)を整理し、それを収集蓄積する機能を構築する。指標については、プロジェクト全体会議に調整を行い決定するものとする。

#### オ セキュリティ等

チェックシートに示されたセキュリティを遵守し、また、以下に留意して設計・開発を行うものとする。

- ・システムの構成、性能、リソース、インシデント等の管理を行うこと。
- ・アプリケーションソフトの脆弱性等を契機とした情報漏洩が発生しないよう十分なセキュリティ対策を施すこと。
- ・システムに故障等が発生し、業務運用に支障が生じた場合、またはそのおそれがあると判断される場合に、速やかに故障を回復し、正常な業務運用が可能となる状態に復旧するなどの保守業務を実施すること。また、故障等を事前に予防するために定期点検についても実施すること。
- ・町が求める情報の掲載及び仕様の範囲内における機能の修正について、速やかに対応を行うこと。
- ・ウイルス感染及び情報漏えい等の発生時には、町へ報告の上、速やかに対応を行うこと。
- ・その他、町からの技術的な問い合わせ等に対する対応を随時行うこと。

#### (4) AI 無人店舗インフラの設計・開発

前記(3)ア記載のアプリを用いて、AI 顔認証あるいはマイナンバー連携による個人認証により決済を行うことのできる AI 無人店舗インフラを設計・開発する。当該インフラは三朝温泉病院内に1台設置することを想定している。

AI 無人店舗インフラでは病院内の設置という点を勘案し、平時には生活必需品を販売するとともに災害時に備えた備蓄保管所として活用し、災害時にも生活必需品を無人店舗から使えるようなフェーズフリー対応を想定している。

なお、当該インフラは設置予定施設である三朝温泉病院と、設置場所及び設置規模等について協議・選定の上、設計・開発を行う必要がある。よって、本業務を受託後、受託者は本町と協議の上、三朝温泉病院と調整の上設計や開発を行うこととする。

#### (5) システム及びAI 無人店舗インフラ導入対応

##### ア 町民への操作説明補助等

- ・町民に対してアプリの使い方等の説明会補助を実施すること。
- ・職員への管理画面操作方法研修を2回以上実施すること。

##### イ アンケートの実施

事業参加者に対し、システム機能としてアンケートを実施し、データ集計を行うこと。

##### ウ AI 無人店舗インフラの導入・運営

- ・AI 無人店舗インフラの設置予定施設である三朝温泉病院と調整し、施設内の設置場所の選定、運用方法を協議し決定すること。
- ・AI 無人店舗インフラを定期的にメンテナンスし、故障時には速やかに対応すること。

#### (6) ウェアラブル端末調達

本システムで使用するウェアラブル端末の調達を行うこと。調達数は300とする。ウェアラブル端末の調達にあたっては、チェックシートに記載の「アプリ機能要件」のうち「ヘルスデータに関する記録」、「運動に関する機能」等に記載したデータを収集することが可能であるものを提案すること。

なお、ウェアラブル端末の調達にあたっては、別に本町が岡山大学、と受託研究契約を結び構築する健康プログラムの要件を充足する必要があるため、本業務を受託後、受託者は本町と協議の上、調達数の内訳や機器種別を決定の上調達を行うこととする。

#### (7) 報告書作成

本業務の成果について、業務報告書としてとりまとめを実施する。内容については、発注者と調整を行うこと。

### 6 納品物

本事業の実施に係る報告書、その他本業務の実施に当たり町が求める資料等について、町の指定する日時及び方法により納品すること。

## 別記1

### 個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1条 受注者は、三朝温泉活用健康プロジェクトに係るシステム開発等業務（以下「本業務」という。）を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2条 受注者は、本業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、本業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、本業務に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3条 受注者は、本業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4条 受注者は、本業務を処理するため町から提供された個人情報が記録された資料等を、町の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5条 受注者は、本業務を処理するため町から提供された個人情報が記録された資料等を、町の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6条 受注者は、本業務を処理するため町から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7条 受注者は、本業務を処理するため町から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに町に返還するものとする。ただし、町が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8条 受注者は、本業務を処理するため、町から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、町に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9条 町は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。